



県章

滋賀県公報

令和7年（2025年）
9月5日
第646号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

保安林の指定の解除（森林保全課）	1
保安林の指定施業要件の変更予定（森林保全課）	1
保安林の指定施業要件の変更の通知（森林保全課）	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者の指定（医療福祉推進課）	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の指定（医療福祉推進課）	2
道路の供用開始（道路保全課）	3

○ 公 告

指定管理者公募公告（水産課）	3
公共測量終了公告（用地事業支援課）	3

○ 健康福祉事務所告示

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（南部）	4
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出（東近江）	4

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告（東近江）	4
-----------------------	---

告 示

滋賀県告示第325号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和7年9月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 解除に係る保安林の所在場所 守山市浮気町字東筋150－1
- 2 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

滋賀県告示第326号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定により次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定があるので、告示する。

令和7年9月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 変更後の指定施業要件
 - (i) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第327号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和7年9月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 公衆の保健

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

（「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。）

滋賀県告示第328号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年9月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ヘルパーステーションOASIS	草津市矢橋町105-1カーサ・ソラツォ壱番館423号室	株式会社Oasis Labo 代表取締役 加藤晃	京都府京都市山科区音羽前出町2番地7	訪問介護	令和7.9.1	2570602090

滋賀県告示第329号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年9月5日

滋賀県知事 三日月 大 造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定年月日	介護保険事業所番号
ナースステーションOASIS	草津市矢橋町105-1カーサ・ソラツォ壱番館423号室	株式会社Oasis Labo 代表取締役 加藤晃	京都府京都市山科区音羽前出町2番地7	訪問看護 介護予防訪問看護	令和7.9.1	2560690337

滋賀県告示第330号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
この関係図面は、令和 7 年 9 月 5 日から令和 7 年 9 月 19 日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和 7 年 9 月 5 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の年月日	備 考
国道477号	守山市水保町字北川1255番441地先から 守山市水保町字北川1255番438地先まで	令和 7 . 9 . 5	L = 45. 3m

公 告

指定管理者公募公告

滋賀県醒井養鱒場について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の 2 第 3 項に規定する指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。
令和 7 年 9 月 5 日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 指定管理者を公募する施設の概要
- (1) 名称 滋賀県醒井養鱒場（以下「養鱒場」という。）

(2) 所在地 米原市上丹生

(3) 施設の設置の目的 養鱒^{ようそん}についての調査および技術の普及指導を行うほか、養鱒技術^{ようそん}の向上と水産業の振興に寄与するため、一般の縦覧に供すること。
- 2 指定管理者が行う業務
- (1) 滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例（昭和39年滋賀県条例第50号）第 2 条各号に掲げる養鱒場が行う業務

(2) 養鱒場の施設および設備の維持管理に関する業務

(3) (1)および(2)に掲げるもののほか、知事が必要と認める業務
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和13年 3 月31日まで
- 4 指定の基準
- (1) 事業計画の内容が県民の公平な利用を確保することができるものであること。

(2) 事業計画の内容が養鱒場の効用を最大限に発揮させるものであること。

(3) 事業計画の内容が養鱒場の管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) 事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有すること。
- 5 申請の手続
- (1) 受付期間および受付方法 令和 7 年 9 月 5 日(金)から令和 7 年10月 6 日(月)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）に郵送または持参すること。郵送の場合は、令和 7 年10月 6 日(月)午後 5 時必着とする。

(2) 受付場所 滋賀県農政水産部水産課漁政係 〒520－8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 電話 077－528－3870
- 6 募集要項の配付
- (1) 配布期間 令和 7 年 9 月 5 日(金)から令和 7 年10月 6 日(月)まで（土曜日、日曜日および祝日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）

(2) 配布場所 滋賀県ホームページおよび 5 (2)に示す場所
- 7 現地説明会の実施
- (1) 開催日時および集合場所 令和 7 年 9 月17日(水)午後 2 時から 養鱒場本館前

(2) 説明内容 養鱒場の施設および募集要項等の説明
- 8 その他 詳細は、募集要項による。

公共測量終了公告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、大津市長 佐藤 健司から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和7年9月5日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業の地域 大津市坂本七丁目
- 3 作業の終了日 令和7年3月31日

健康福祉事務所告示

滋賀県南部健康福祉事務所告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として、次の者を指定した。

令和7年9月5日

滋賀県南部健康福祉事務所長 川 上 寿 一

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害福祉サービスの種類	指定年月日	事業所番号
ヘルパーステーションウイング	草津市上笠四丁目32番17号	株式会社LifeLinkLife	草津市上笠四丁目32番17号	居宅介護	令和7.9.1	2510601186

滋賀県東近江健康福祉事務所告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和7年9月5日

滋賀県東近江健康福祉事務所長 小 林 靖 英

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
第1デイサービス万葉の里	蒲生郡竜王町大字山之上632番地	社会福祉法人雪野会理事長 寺嶋嘉孝	蒲生郡竜王町大字山之上632番地	通所介護	2571500020	令和7.8.31

農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、東市辺土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和7年9月5日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 原 沢 秀 幸

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	中 澤 和 義	東近江市市辺町934番地
〃	辻 義 弘	同 所993番地
〃	廣 瀬 茂 男	同 所1045番地
〃	平 井 英 雄	同 所941番地
〃	川 合 寛	同 所908番地

〃	毛 利 康 博	同	所911番地 1
監 事	平 井 敏 幸	同	所1022番地
〃	辻 則 男	同	所927番地
〃	平 井 政 夫	同	所786番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	中 澤 和 義	東近江市市辺町934番地
〃	辻 義 弘	同 所993番地
〃	廣 瀬 茂 男	同 所1045番地
〃	辻 則 男	同 所927番地
〃	毛 利 康 博	同 所911番地 1
〃	谷 雅 弘	同 所892番地
監 事	平 井 英 雄	同 所941番地
〃	平 井 敏 幸	同 所1022番地
〃	谷 節 子	同 所949番地

